

# CO・OP共済・ハグくみ にご加入の組合員の皆様へ 山形県沖を震源とする地震での被害について

この度の地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

CO・OP共済・生活クラブ共済ハグくみ では、今回のような地震の被害において、下記のように共済金や見舞金がございます。下記までお問い合わせください。

## ケガなどをされた場合

- 《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《新あいあい》 ハグくみ にご加入の方  
ケガの通院、入院・手術などが対象になります。

※ご加入の商品によっては上記の保障がない場合もございます。

## 住宅や家財の損壊があった場合

今回の地震を直接の原因として、住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によって共済金・見舞金がございます。

- 《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》にご加入の方  
居住している住宅および家財の損害額が20万円以上の場合、異常災害見舞金規程により見舞金をお支払いいたします。

全壊・全焼／半壊・半焼／流失	50,000円
一部壊・一部焼・床上浸水	10,000円

※1世帯に1回のお支払いとなります。

※全壊・全焼／半壊・半焼／流失／一部壊・一部焼・床上浸水の認定は規程に沿って行います。

※《たすけあい》の一部のコースにある住宅災害共済金については、地震・津波・噴火による住宅災害は支払対象外となります。

- 火災共済にご加入の方

火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。

※「貸家」「空家」の場合は、支払対象外となります。

※建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、お支払い対象となりません。

- 自然災害共済にご加入の方

### 地震等共済金 ※一部抜粋

損害額	支払額
100万円超	加入口数に応じてお支払い

### 地震等特別共済金

損害額	支払額	
	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	45,000円	30,000円

※建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、お支払い対象となりません。

【それぞれの商品によって基準が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。】

《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《新あいあい》にご加入の方

0120-85-9431 9:00~18:00 (日曜定休日・祝日営業)

生活クラブ共済ハグくみ にご加入の方 0120-220-074 9:00~17:00 (月~金)

火災共済、自然災害共済に加入の方

0120-6031-43

◆現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。

CO・OP火災共済コールセンター 9時~18時 (日曜定休日)

◆共済事故(住宅損害)の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター 24時間365日受付可能